

埼玉県県民生活部広報課会計年度任用職員 募集要領

埼玉県では、次のとおり埼玉県県民生活部広報課に勤務する会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容・募集人員等

- (1) 募集人員
1名
- (2) 勤務場所
埼玉県県民生活部広報課
(さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎1階)
- (3) 職務内容
県広報紙「彩の国だより」の企画、取材、原稿作成、校正業務など
- (4) 任期
令和7年10月20日から令和8年3月31日まで

2 応募資格

- (1) Word や Excel、PowerPoint など、パソコンの基本的な操作ができる人
- (2) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (3) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) 文書の校正など、細かな作業が得意な方
- (2) コミュニケーション能力に優れ、交渉などが苦にならない方

4 勤務条件

- (1) 勤務日
週5日（原則として、土曜・日曜・国民の祝日・年末年始を除く）29時間
※休憩時間：正午～午後1時（60分）
- (2) 勤務時間
週のうち4日については、1日5時間45分（休憩時間を除く）とし、
週のうち1日については、1日6時間（休憩時間を除く）とする。
※勤務する時間帯については、調整の上、決定します。
- (3) 報酬

月額 154,800～185,800円

※報酬は、学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和7年9月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(4) 諸手当

期末手当及び勤勉手当：一般職の常勤職員の例により支給

※一会計年度における任期が6か月未満の場合には支給されません。

(5) 交通費

別途支給（県の規定によります。）

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

※加入条件を満たす場合に限りします。

(7) 休暇：年次休暇は10月採用のため5日

（その他の休暇は、県の規定によります。）

※「4 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めによるところにより変更します。

5 選考方法

(1) 一次審査：提出書類による書類審査

一次審査の可否は決定後、速やかに受験者全員に通知します。

(2) 二次審査：一次審査の合格者を対象に面接

面接は、10月8日（水）午後を予定しています（会場は県庁付近）。

詳細な時間等は面接対象者に追って連絡します。

なお、応募書類は返却いたしません。

(3) 最終結果については、決定後速やかに二次審査受験者全員に連絡します。

6 提出書類 ※提出書類は返却しませんので御注意ください

(1) 履歴書（様式第1号）、身上書（様式第2号）

※一次審査の合格者には、電話で面接の日程を連絡するため、平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

(2) 職務経歴書（任意様式、ワープロ作成可）

(3) 作文（任意様式、ワープロ作成可）

字数：800字程度

テーマ：「彩の国だよりで書きたいこと」

7 申込期限等

(1) 申込方法

応募書類を下記8まで郵送するか、広報課へ直接持参してください。

郵送の場合は、封筒の表に、「会計年度任用職員 採用選考申込書在中」と朱書してください。

(電子メール及びFAXでの応募は御遠慮ください。)

(2) 申込期限

令和7年9月30日(火)【必着】

※ 応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります。必要書類を提出する前に電話で募集が継続しているか予め御確認ください。

※ 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故について責任を負いません。

※ 持参される場合の受付時間は、平日9時から正午、13時～17時までです。

8 応募・問合せ先

(1) 書類提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎1階
埼玉県県民生活部広報課 企画調整担当

(2) 問合せ先

・選考事務について

企画調整担当 田中(電話048-830-2830)

・職務内容について

広報紙担当 五十里(電話048-830-2857)

【埼玉県庁案内図】



※原則として公共交通機関をご利用ください。